

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第四十三号

昭和四十八年六月二十七日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 阿部 助哉君

理事 荒木 宏君

理事 宇野 宗佑君

金子 一平君

三枝 三郎君

中川 一郎君

萩原 幸雄君

村岡 兼造君

塚田 庄平君

村山 喜一君

山田 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

内閣総理大臣官 房審議室長 亘理 彰君

大蔵大臣官房長 中橋敬次郎君

大蔵省主計局長 橋口 收君

大蔵省主計局次 辻 敬一君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

大蔵省理財局長 竹内 道雄君

大蔵省証券局長 高橋 英明君

大蔵省国際金融 局長 松川 道哉君

運輸政務次官 佐藤 文生君

運輸省鉄道監督 住田 正二君

局固有鉄道部長

委員外の出席者

大蔵事務次官 相澤 英之君

大蔵省主計局共 済課長 鈴木 吉之君

日本国有鉄道共 済事務局長 清水 晋君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

委員の異動

六月二十六日

委員小林政子君が解任された。

同日

補欠選任 津金 佑近君

同月二十七日

辞任

高沢 寅男君 柴田 健治君 津金 佑近君

同日

補欠選任 高沢 寅男君 柴田 健治君 津金 佑近君

同日

辞任 柴田 健治君 津金 佑近君

同日

補欠選任 高沢 寅男君 柴田 健治君 津金 佑近君

同日

六月二十二日

子供劇場の入場税免除に関する請願(土橋一吉君紹介)(第七五二二号)

税関等に保管する引揚者の物資処理に関する請願(中川一郎君紹介)(第七五二二号)

付加価値税の新設反対等に関する請願(浅井美幸君紹介)(第七五七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

昭和四十二年以後における国家公務員共済組 合等からの年金の額の改定に関する法律等の一 部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等 共済組合法に規定する共済組合が支給する年金 の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

案(内閣提出第九号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三四号)

公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正す る法律案(広瀬秀吉君外五名提出、衆法第三五 号)

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関 条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特 例に関する法律案(内閣提出第九五号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

今般新たに就任されました相澤事務次官等よ り、それぞれ発言を求められておりますので、順 次これを許します。相澤事務次官。

○相澤説明員 相澤でございます。きのうの発令 で事務次官に任命されました。微力でございます が、一生懸命やりますので、よろしく御指導願ひ たいと思います。(拍手)

○鴨田委員長 中橋大臣官房長。

○中橋政府委員 昨日付をもちまして官房長を命 ぜられました中橋でございます。よろしく御指導 をお願いいたします。(拍手)

○鴨田委員長 橋口主計局長。

○橋口(收)政府委員 同じく主計局長を拝命いた しました橋口でございます。理財局在職中は、法 案の審議等を通じてたいへん御指導をお願いま したわけでございますが、今後ともよろしくお願 い申し上げます。(拍手)

○鴨田委員長 竹内理財局長。

○竹内政府委員 理財局長を拝命いたしました竹 内でございます。よろしく御指導をお願い申し上 げます。(拍手)

○鴨田委員長 高橋証券局長。

○高橋(英)政府委員 証券局長を拝命いたしまし た高橋でございます。どうぞよろしくお願ひ申し 上げます。(拍手)

○鴨田委員長 松川国際金融局長。

○松川政府委員 国際金融局長を拝命いたしまし た松川でございます。どうぞよろしく御指導いた だきたいと思ひます。(拍手)

○鴨田委員長 この際、連合審査会開会申し入れ の件についておはかりいたします。

目下社会労働委員会において審査中の健康保険 法等の一部を改正する法律案について、社会労働 委員会に連合審査会の開会の申し入れを行ないたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、 さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時は、本二十七日午 後一時より開会する予定となっておりますので、 御了承願ひます。

○鴨田委員長 次に、内閣提出、昭和四十二年 度以後における国家公務員共済組合等からの年金の 額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 案、昭和四十二年以後における公共企業体職員 等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金 の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 案、及び広瀬秀吉君外五名提出にかかる国家公務 員共済組合法等の一部を改正する法律案、公共企 業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案 の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○広瀬(秀)委員 両法案について質問をいたしま すが、まず最初に、もうずいぶん各委員から質問 も重ねられてまいりましたから、きょうは私が最

後のようですから、総括的に今日までの議論を踏まえてお伺いをいたしたいと思っておりますので、ひとつ的確に、いままでの議論は皆さんもうそれぞれ頭の中でちゃんと整理がついているだろうと思えますから、そういう点、率直にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

最初にお伺いしたいことは、そういう意味で、国家公務員共済組合及び公共企業体共済組合法のかかえておる当面の課題といえますか、問題点は何なのかという点について、大蔵省と運輸省と両方からひとつ、皆さん事務レベルでこういう点が、いま問題だ、解決をしなければならぬ問題は、こういうものであると思う、こういう点について、大蔵省、運輸省の順にひとつお答えをいただきたいと思うのです。

○辻政府委員 共済組合制度のかかえております問題点につきましては、先般の御審議を通じて幾多の御指摘をいただいておりますのでございしますが、年金法につきましては、申すまでもございせんが、たとえば給付水準の問題もあるわけでございます。厚生年金等におきまして、今回別途御審議をいただいておりますように、相当大幅な改正が行なわれるという問題がございますので、それとの均衡、全体の公的年金制度の全般におきまして共済組合の年金をどう位置づけるかというような問題もあるわけでございます。

それから、たびたび御指摘をいただいておりますスライド制の問題、私どもも年金の実質価値の維持につきましては、従来から努力しているところでございますし、今後とも努力してまいる所存でございますけれども、その具体的な方法をどうするか、自動的にスライドしたほうがいいのかどうか等々の問題があるわけでありまして、

それからまた、財政方式につきましても、いろいろ長期的な観点に立ちまして、賦課方式その他についての御議論があるわけでございますが、長い目で見まして財政方式をどういうふうと考えていくべきかという問題がございます。

その他いろいろ問題があるわけでございます。

が、ちょうど来年度が国家公務員共済組合の年金の再計算の時期に当たっておりますので、関係の審議会等にもおはかりいたしまして、そういうような問題点につきまして、できるだけ早急に事務的に検討を詰めて結論を出してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○住田政府委員 ただいま大蔵省からお話があったのでございしますが、公企体におきましても、当然のことながら、恩給法との関係あるいは厚生年金との関係あるいは国共済との関係等があり、また、現在公的年金制度についていろいろ調整をやっておりますので、公企体だけについてこうしたいということは非常にむずかしいのではないかと思います。

先般の質疑でありましたように、当面の問題といたしましては、公企体につきましては、最低保障の制度がないということで、これにつきましては、先般申しましたように、前向きに処理したい、今後検討を加えていきたいというふうな考えをしております。

○広瀬(秀)委員 両者からお答えをいただいたわけですが、確かに大きい問題としてはそういう問題である、私どもはかように考えるわけでありまして、

そこで、この給付水準が低いという問題、これはもうこの委員会におきます各委員の質問に対して、大蔵大臣もその点は実態として認められておられるわけでございますが、この給付水準を今後さらに引き上げていく、こういう点については、全くこれは大蔵大臣としても異存のないところだろうと思うのでありますが、給付水準について、事務当局からはあとでつけこうですが、どう

いう水準というものをめどにしてこの給付水準を引き上げるのか、この点について見解をはっきりさせていただきたいわけでありまして、これは運輸省にもお聞きをいたしたいと思えます。

最初は大蔵大臣と運輸政務次官から御答弁をいただいて、事務レベルにおいてさらに具体的なことを御答弁いただきたいと思います。

○愛知国務大臣 しばしば御議論をいただきましたように、いま辻次長からお答えしたような点が焦点であると思えます。それからまた、国庫負担はどの程度がいいかということも一つの大きな問題として議論をいただいたわけでございます。それから四党から出ております案につきましても、

われわれとしては謙虚に研究をいたしましたわけでございますが、この政府案と両案を比較いたしますと、そういう点が浮き彫りになっている。また、こういう点が今後とも問題とされる点であらうと思えますが、その中で、給付水準の問題については、たとえば物価スライド制ということも、

厚年などとのバランスもあって、実は政府としても相当考えたところであるということは率直に申し上げたわけでございますけれども、審議会の御答申も賛否相半ばするというような状況でございましたので、今年度においては、四十六、七の両年度の給与水準のベースアップの比率をとって二・三・四％ということを採用いたしましたわけでございますが、今後におきましても、実質価値の維持という大目的に向かひまして、この点については十分府内でも検討をし、また審議会の御意見等も十分伺い、また財政上の財源の問題等も勘考いたしまして、できるだけ前向きに積極的に取り上げてまいりたい、こういうふうな考えております。

○佐藤(文)政府委員 公共企業体の共済組合制度が他の公的年金に比較しまして著しく低いものがあることは好ましくないと思っておりますので、最低保障制度を設ける方向で改善したい所存でございます。関係各省と十分連絡をとりつつ早急に結論を出してみたい、こう考えております。

○広瀬(秀)委員 事務当局から、水準を引き上げるこの目標といいますが、あるいはどういふものを基準にして引き上げていくのか、どういふ目標を立てるのか、こういう問題について、皆さんのお考えをこの際明らかにしておいていただきたい、こう思います。

○辻政府委員 給付水準を考えます場合に、やはり

り他の公的年金制度、特に厚生年金との均衡を考える必要があると思うわけでございます。その場合に、よく御承知いただいておりますように、厚生年金でございまして、およそ半分は定額分ということになっておりますし、あとの半分が報酬比例分でございますけれども、これは被保険者としての全期間の平均ということに相なっているわけでございます。したがって、定額分を引き上げるとかあるいは報酬の見直しをやるとかいうような制度改正をいたしませんと、給付の水準が上らないような仕組みになっております。

しかし、共済年金の場合には、よく御承知いただいておりますように、俸給比例、国共済の場合でございますと、退職前三年の俸給に比例いたしますので、ベースアップがあれば自動的に給付水準が上っていくという仕組みになっておりまして、その間制度の組み立て方が違っており、ということがあると思うわけでございます。

それから、厚生年金との給付水準比較につきましては、先般お答え申し上げたところでございしますが、今回の改正後の給付水準と比べてみましても、なお国家公務員共済組合の水準のほうが高いわけでございます。受給開始年齢の差、つまり国共済の場合でございまして五十五歳から支給を受けられる、厚生年金の場合でございまして六十歳からでないという支給が受けられない、そういうようなことを全部を引くると給付水準を比較いたしますと、大体国共済を一〇〇としますと厚生年金の水準が六割ないし七割程度であるというふうな私ども考えておるわけでございます。

したがって、これをどのくらいにしたらよろしいかというところは非常に大きな問題であるわけでございます。共済組合法の第一条にございしますように、国家公務員の共済年金は国家公務員の福祉の向上、そういう社会保障的な面のほかに公務としての特殊性を加味する年金だというふうにいわれておるわけでございますが、その公務の特殊性の分をどのくらいに評価をすべきかというよう

うな問題に關連してくると思うわけでござい
ます。先ほど申し上げましたように再計算の時期を
控えまして、その点もあわせて関係審議会等でも
御議論をいただき、慎重に検討してまいりたい、
かような考えであるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 辻次長の御答弁、私も大筋
において大体そういう考えでいいだろうと思うわ
けですが、基本がまだ私は明確になつていないと
思うのです。年金というものが老後の生活を年金
で保障をする。いわゆる憲法二十五条によつて保
障されている具体的な人格、老人という具体的
な人間像、そういうものを対象にした憲法二十五
条のいわゆる健康にして文化的な最低生活という
ものの保障、こういうものがやはり私は基本にな
らなければならぬだろうと思つております。と
ころがこの委員会における大蔵大臣の答弁によ
りますと、何か老後においてよりゆとりのある暮
らしの、言うならば補助的手段である、そういう
ばりにとぎらつくような表現ではないにしても、大
臣のお考えはまだその程度のところに低迷をして
いらつしやるのだなという気持ち、何か老人の
最低保障の補助である。生活をそのもので保障を
する、所得を保障し、その所得によつて老後の生
活保障というものが完全に行なわれる、そういう
ものとして年金をやはりきちつととらえていくと
いう、そういう立場がこの最高責任者の大臣にや
やあいまいな点があるのではないかと思つてお
ります。

この点をしっかりと、年金とは何ぞやという原
点にさかのぼつて、そしてこれからの福祉社会、老
人福祉の問題の新しいスピードを上げた展開とい
うものが全世界的に起きているそういう時代の流
れを踏まえて、大臣からその年金の性格について
私がいま申し上げたような立場でとらえるか、あ
くまで何か補助的な、あくまで扶養家族というよ
うな、老人を扶養するといふようなことの補助的
手段として年金を考へるというように、その辺のこ
ろをきちつと整理をした大臣の明確な老後の生活

を保障するのだ、生きがいのある人間らしい生活
を保障する手段なのであるということをはひとつ御
答弁いただきたいと思つたのですが、いかがでござ
いますか。

○愛知国務大臣 最終の目標といふかそういう
ものは憲法二十五条であるといふことは私申し上げ
てはいるとおりでございまして。そして実際問題とし
ては、憲法とそれから国共済はもちろんでござい
ますが、年金に關連するいろいろの法体系がござい
ますが、それぞれ各本条の明記しているところに従
つて充実をしていく、実際問題としてはそういうこ
とに相なると思ひますから、したがつて支給率の
比率の問題その他についても漸次改善をしていく
ということが、漸次憲法の理想とするところに近
づいていくものである、こういうふうな考へてお
ります。

○広瀬(秀)委員 この経済社会基本計画でも、「わ
が国社会保障の将来における望ましい姿を描く
と、次のとおりである。」こういうことで、「す
べての老人が、親族による扶養、貯蓄等国民生活
の実態からみて生活設計の基礎となりうる水準の
年金を受けとる。」こういうものが望ましいのだ
といふことは、親族による扶養とかあるいは貯蓄
等といふようなもので、これは今日土地の売買に
よつて巨額の金を稼得したといふような人でも
なければ、なかなか今日の高物価の中で、貯蓄も
たつぷり老後をまかなうだけのものはとうてい
き得ないだろうし、親族による扶養といふこと
も、いわゆる核家族化の進行といふような状況の
中で非常にむづかしい方向をたどつていまして。し
たが、孤獨な老夫婦の存在といふようなものが
だんだんふえていく、こういうような方向であり
ますから、いま大臣も私どもの意見と違わないと
いふことを申されたわけでありまして、そういう
立場でひとつ考へていただきたいといふことを強
く要望をいたしておるわけであります。

そこで、いま大臣が給付の率の問題等について
も触れたのですが、私どもはこの委員会に改正案
を提案をいたしておるわけでありまして、現在で

は国家公務員、公共企業体とも退職時の給与を基
準にいたしまして、二十年までが百分の四十、さ
らにその後の勤続一年について百分の一・五を加
算した率によつて計算をされ、しかも百分の七十
に至つて今度は横すべりになつて、それ以上の支
給率といふものは今日の段階ではないわけであり
ます。七割で切られておる。これは計算上は四十
年勤続でようやく百分の七十といふことに到達を
するわけでありまして、そういうものを、さらに
長期に勤続するといふような人たちにについて少
くとも百分の八十ぐらゐまでは持つていかなけれ
ばならぬだろう。

公務員の場合には退職前三年平均の計算になり
ますし、公企体は退職時俸給が基礎になりますけ
れども、そういうものを基準にして、そのときの
給与の大体八割程度までは保障をしていこうとい
う立場をとるならば、その計算の基礎にあるい
ゆる年金の受給資格を得る最低年限が二十年、こ
れで百分の四十といふことでありますが、これを
やはり百分の六十ぐらゐまで引き上げないこと
は、四十数年といふような、これはほとんどレ
アケースにも今日ではなつていまして、そういう
ものでなければ百分の七十にも到達しない、ある
いは八十にも到達しないといふようなことになる
わけでありまして、そういう問題等についてもこれ
はやはり逐次改善をしていく気持ちがあるのかど
うか。

こういう点について、これはやや技術的になり
ますから事務当局でもけつこうであります。そ
ういふ点もこれは十分検討を、実現の方向を目
ざしていき、こういう答弁があつてしかるべきだ
と思ひ、また先ほどお話がございましたように、
国家公務員共済あるいは公企体共済、それぞ
れやはり民間のいわゆる事業体に適用される厚生
年金に對してもう一つプラスアルファといふか、
国家公務員としてあるいは公企体の職員として、

憲法上のいわゆる全体の奉仕者としてのより多く
のサービスもなければならぬ、そういう立場
にある者に対して、それをどう評価して上乗せし

ていくかといふようなことも、やはり公務員共
済、公企体共済においては考慮されなければなら
ない問題であります。先ほど辻次長もその点に触
れられた。私もその点を踏まえて議論をした
いと思つたわけですが、そういう角度から、今日厚
生年金の分野においても急速に改善の方向に向
かいつつある。これは十分ではありませんが、改
善の方向に向かいつつある。そういう中で、それ
と歩調を合わせて、そういう公務員の特長性とい
ふようなものもきちつと踏まえて、先ほど私が申
上げたような具体的な給付率の引き上げについて
どのように考へになつておられるか、これを両
方からお伺ひいたします。

○愛知国務大臣 給付率の引き上げあるいは基準
俸給といふ点についても四党の御提案というもの
をよく承知いたしておるわけでございまして、率
直に言わしていただければ、国共済ということに
限定して考へますと、確かにこれは一つの望まし
い姿を示しておるものと私も存じますけれども、
ただやはり日本の年金制度その他は率直に
言つてずいぶんばらばらで、それから中身も、た
えば支給を受ける年齢も違ふし、あるいは国庫の
補助率も違ふし、しかし同時に給付水準も違ふと
いふような状況でございまして、他との権衡と
いふこともやはり十分念頭に置かなければなら
ない。それから、これも率直に申し上げまして、財
政上の負担といふことも考へなければならぬ。ま
あるいはまた七〇%でとどめるがいかに、ある
いは八〇%までいくがいかにといふような点につ
いては、現在の時点における諸外国等の例なども十
分参考としてしかるべきではないかといふような
いろいろの要素がございまして、今年御提案を
いたしましたものも、いろいろの点を考へて政府
としてはずいぶん改善につとめたつもりでござ
います。

同時に、先ほど申し上げましたように、これ
らの諸点については来年が再計算の時期でもござ
いますし、それから各審議会等におきましても熱
心に御検討をいただいておりますから、政府とい

な問題点になることはわかっているけれども、ところがどうもいつも恩給追従、片方では厚生年金追従ということで、国家公務員、公企体といういう特殊な立場に立つものが両面から押えられているような形、あるいはまずその改正が先行しなければこっちは動き出さない、そういうこと

四党の御提案に私は非常に敬意を表しており、すけれども、現状においてはそこまで行き切れない、遺憾ながらそういう立場をとっている次第で

○広瀬(秀)委員 われわれの四党提案の問題にも触れられたわけですが、そういう点で大臣のお考え、これは財政当局としてはそういう意見が出るのは当然かもしれないけれども、一九七三年から日本はまさに福祉への大転換を遂げたんだ、福祉元年であるというような段階において、ある程度の理解をわれわれの案に示されるだけではなくて、私どもは、今日の共済組合の組合員全体の意向を受けている、そしてその背後にある全国民的な支持を受けている案だという確信を保持した案として提案しているわけでありますから、それらについてはさらにひとつ十分検討して、政府みずからも、この辺のわれわれが提案したものが政府の手で出されるように、これはこれでこれ以上論争をいたしませんけれども、そういう頭に切りかえていただきたいというふうに考えるわけです。

そこで、これは事務局でけっこうでございますが、いままで毎年のようにいろいろな改正をずっとやってきておるわけでありますが、その中で常に恩給法の改正がまず先行をして、それにならうんだ、こういうことがずつと繰り返されてきた。もう新制度が充足してから十五年、公企体の場合には十七年を経過しておる。昔だったら恩給は十七年で一般公務員についたわけでありますから、そういう長い歴史もたどつてきて、それなりのかなりの経験も積んできておるわけでありますが、常に共済組合の独自性、もちろんこれは他の公的年金との権衡、調整というようなことが非常に重要

でいかにも独立性、主体性、自主性が欠落をして
いる。この点が私ども常に不満があるのであります。

そういう点では恩給、これは日本の年金制度と

しては一番伝統の古いものがある、それから後発ではあるけれども、いわゆる社会保険としては本流の厚生年金というものがある。その間にはさまれて、いかにも首鼠兩端しながら主体性が^{（一）}弱められない。こういうことで、やはり共済組合から正しい社会保障、社会保険というような立場に立つて、ほんとうに国家公務員として長期にわたって社会に貢献をし、国民大衆に寄与してきたそういう人たちの老後をしっかりと理想的な形において、主体的にそういうものを共済組合でまず打出し、厚生年金に対して一種のガイドポストになるような、そういう役割りというようなものをむしろ積極的にになう、こういうような主体的な立場がこの際には非常に必要なことであらうし、この低迷している福祉への前進というものの突破的意気込みがどう口をこから開くというくらい意気込みがどうか、も大蔵省にも運輸省にもあまりないではないか、

こういうことを強く考えるわけなんです、この点いかがですか。もちろん財政の問題も当然出てくるわけですが、これはあとで論議しますけれども、そういう点で共済組合にかにも自主性、主体性、独立性がない。この点もう少し力強い一歩を進めるのだ、そういう頭になりませんか。いかがです。

○愛知国務大臣 気持ちとしてはおっしゃるような気持ちでやりたいという意欲は大いに持つておる次第でございます。そして社会保障制度審議会の答申にもありますように、生活設計の有力なよりどころにすべきである、これは一般的な表現

でございますけれども、こういうふうな相当積極的なかまへが審議会でも示されているくらいでございますから、この国家公務員共済組合につきましても特に意欲をもって改善に取り組みたい。私も意欲あるいは気持ちにおいては御同様であるということを申し上げておきます。

○広瀬(秀)委員　そういうつもりでひとつ、共済組合が非常に影の薄い存在になっておって、どうもそういう点非常に不満でありますから、この共

済組合制度というものが、むしろ日本の場合にあ

るべき理想の社会保障体系をここからつくり上げる、あとそれに、その理想の体制を目ざしてほかの公的年金がだんだんとさや寄せをされるようにしていくのだ、それくらいの気持ちでやってもいいように、これは強く要請をいたしておきたいと思うわけがあります。

次に、年金のスライドの問題に入りたいと思う

わけですが、これは当然財政方式と無関係に論ぜられることはできない関係になっていると思うわけがあります。そこで、今日まで共済組合もその他の公的年金も、いわゆる積み立て方式、修正実額負担であるとか修正賦課であるとかというような要素が若干ずつは入りながらも、基本的

には積み立て方式でやってきた。この積み立て方式をやる限り、今日のようなインフレ経済、物価、賃金が年々大幅に上がるというふうなものに対しては全くこれは弱い存在といえますか、弱

いシステムというか、そういうものに対応できないものである。こういうことがやはり一番大きい問題だろうと思います。そういう中から年金の事實価値を維持するということは、もう四十一一年当時から、いわゆる調整規定の導入というようなことで始まっておるけれども、それから六年、七年となつながら、今日なおこの積み立て方式にやはりい

がみついているといいますが、そういうものがあるからどうしてもスライドの問題についてすっきりとした、明確な線が出せないでいるのだらう、こういうふうに考えるわけです。

そこで、実質価値を維持するということは、先

ほど辻次長もおっしゃいました、これがスライドの一番大きい、ねらうべき目標であるし、メリットの点であるわけですけれども、それをやるためにはどうしても積み立て方式というようなものを転換をしなければならいのではないか、こういう点を考えるわけですが、その点、いや、そうい

うことなしにも政策改定の形もあるし、あるいは
物価スライドもあるし、あるいは賃金スライドも
ある、世界各国いろいろあるけれども、あととは

うスライド制というものの、その基準のとり方には

いろいろばらつきがあるにしても、そういうものができている段階において、日本ではまだ、今度ようやく厚生年金に物価スライドというものが出てきましたけれども、まだ共済組合では何らそれが措置をされないまままで今日の審議を迎えているわけなんです。

このスライドの問題、年金の実質価値の維持と

いうことについて、今後大蔵省、運輸省はどういう態度でこの問題を、年金の実質価値を保全するための方策というものを立てていくのか、その基本的な考え方をまず伺いたいと思うわけで。

○辻政府委員　年金の実質価値の維持につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

共済組合法の一条の二の趣旨に基づきまして従来から努力をしてまいってきたところでございまして。今回お願いしております改正案におきましては、厚生年金その他の公約年金制度において大幅

な改善が行なわれることを考えまして、恩給にならしまして四十六年度と四十七年度の公務員の給与と改善率によつて二三・四％という大幅な引き上げをお願いしているわけでございます。従来は消費者物価の上昇率を基準といたしまして、公務員の給与の改善率が上回った場合にはその上回る分の六割を消費者物価の上昇率に上積みしてお願ひ

するといふやり方をとっておったわけでありま
すけれども、今度は公務員の給与改善率を基準とす
る、その上に二年度お願いするというところで御提
案申し上げているわけでございます。

をとるものではないわけでございます。賃金の自動スライド制そのものにつきましてはいろいろとまだ御議論がございます。退職者の年金の額を現職者の給与に合わせまして全く自動的に引き上げることが適当かどうかという問題につきましては、各方面にもいろいろ御議論のあるところでございます。特に、ただいまも御指摘になりましたように、年金の基本でございます厚生年金におきましては、賃金ではなくて物価のスライドを今回導入することを予定しておりますので、その関係もございまして、また財源負担等の問題もあるわけでございます。したがって、この問題につきましては引き続き公的年金制度調整連絡会議でございまして、あるいは関係の国家公務員共済組合審議会でもございまして、そういうところにおきまして御審議を願ひまして、今後の問題といたしまして十分検討してまいりたい、そういう考え方でいるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 結論のところは非常にばけるわけですが、おっしゃったように四十年以降ずっと年々改定を重ねてまいりました。だからこれはいうならば政策的スライドという政策改定という、あえて名前をつければ、そういうことでやってきた、こういうことだと思ふのです。物価上昇率を基準にして自動スライド制をとるか、あるいは賃金上昇率を基準にして自動スライドにするかという点に対して、いうならば第三の道というふうなものでやってきた。しかもその第三の道はまさに物価と賃金と両方をおかみ合はして、これは調整規定そのものが物価の事情あるいは賃金上昇の問題、さらに総合的に生活水準の上昇というふうなものを勘案してこの改定につとめなければならぬということになっていくわけですから、その調整規定を踏まえたといえども踏まえてこれた。しかし、いうならばその安定性安心感というものがある年金受給者にならなければなりません。ちょっと財政が引き締め段階に入るときには、それではどうなるのだからかというふうなこともあるし、福祉元年、福祉国家への転換ということばが

強く叫ばれておるときにはいままでもよいも——一方いままではいま次長がおっしゃったように物価上昇率はまずまず先に見ましよう、それだけでは足りないから賃金上昇率から物価上昇率を差し引いたその残りの六割を保障しようというふうなことでこうやってきたのを、さらに今度は七三年福祉元年というふうな立場において、初めて少なくとも賃金上昇率をストレートに用いて政策的に年金上昇の引き上げをはかった、こういうところまで来たわけでありまして。

そこで、私どもがいま関心を強く持つのは、賃金スライドという考え方に大きく転換をした、これはやはり一九七三年の政策の基本における大転換を具体的にあらわしたものだといつて、私どももその点はそれなりの評価を与えていくわけですね。これがまた逆戻りするということなどはあり得ない。もし逆戻りするようなことであったら、大臣、これはやはり福祉政策への転換というふうなこともまるっきりペテンであつた、うそであつたということになるわけですから、そういうことはもうあり得ないだろうというところは、常識的に、特に年金受給者等も、そういうところまでできたか、それでは幾らか案になれるかというふうな非常に大きな期待もこしの改正によって持っているわけなんです。

ところが、一方において厚生年金の場合に物価スライドという形で、物価が五%以上の上下があつた場合に考えようという形で出されている。われわれのほうは一体どうなんだろうか、こういう疑問というか、年金受給者にとつては切実な、深刻な不安、こまごまでは来なければ、さてそれじゃ来年はどうしてくるんでしょうかという点にについては何らの担保も保証もない、制度的にまだ確立されないわけですから、やはり賃金スライドという方向を明確にしていくということこそが来々年——私どもはそういう方向で、ことしからやれというところで法案は出しましたけれども、これは大臣にお伺いしたいのですが、そういう方向に向

かつて、政策的にもうそこまで積み重ねがきて実績ができてきているとするならば、一方において物価スライドが初めて制度的に取り入れられるというところで、いま社労委員会において審議が進められておるわけで、共済組合については賃金スライドの方向というものを打ち出したものと理解してよろしい、こういう御答弁があるならば、われわれもこれは大きな前進である、そのものずばりの評価を惜しまないわけなんです、そういう点で、せっかくこまごま実績を積み上げたこの問題をどのように理解され、今後どのように発展させようとしておるのか、お伺いをいたします。

○愛知国務大臣 賃金スライドか物価スライドかという点については、今国会でも厚年のほうでぜひ論議がございましたわけですが、政府としては賃金スライド制にまではちょっと踏み切りができなかったわけ、これについては事情等も詳しく御承知のとおりと思ひますけれども、要するにまだ検討すべき要素がたくさんある。それから厚年のほうでも、五年に一ぺん見直しをするがそれを持つては行かない、とりあえず物価スライド制をとるといふことがこの際妥当であらうという点で政府として結論を出したわけでございます。

そこで先ほども申し上げましたし、何度も申し上げておりますように、この際物価スライドをこちらでもとつたらどうかということは政府としても実は考えたところがございますが、審議会でも結論が生まれませんでしたし、同時に、給与水準のベースアップを二年分合せて二・三・四%をアップするという点をとることに、国共済としては国共済の給付水準のとりあえずの充実ができるという点でここに結論づけたわけでございます。

将来におきましては、先ほど申しましたように各種年金間の相互の関連性、権衡などを考えまして、さらにこれらの検討を進めたいということをお願い申し上げておるわけでございますが、これは私見

になりますけれども、国共済のほうで今後物価スライドをどういうふうに取り上げていくかということがさしあたりの一つの検討課題ではなからうか、私見としてはかように考える次第でございます。

○広瀬(秀)委員 大臣、公務員あるいは公企業共済においては、いままでも四十年以降ずっと物価上昇率は全部見ましよう、さらに賃金上昇率と物価上昇率の差の六割を見ましようというところで、それをプラスした形で引き上げをはかってきた。そしてそれすらも止揚して、アウフヘーベンして今度は賃金上昇率をストレートに二年間、一・七%、一〇・五%の相乗積としての二・三・四%というものを取り入れてこまごま実績がきたということ、これは一つの前進であらうと思ふのです。これにも技術的にこまかい問題を言えはいろいろあるわけなんだけれども、そこまでできたということとは一つの大いステップを踏み出したことだということなんです。

たとえば厚生年金の問題なんかいたしまして、年金の実質価値を保持するということ、これはことばではそういうことになっているけれども、その実質価値を維持するのは、これは物価だけ見ればいいじゃないかという議論も、それは見ようによっては、局限された形において見ようとするれば見られないこともない。しかし共済組合法においては経済情勢の変化、特に物価の状況、それから賃金水準、生活水準、そういうものを総合的に見て改善をしていくのだということですから、そういう政策的改定の中にそういう歩みをたどるという点は当然のことなんです。

これはほかの公的年金においても、物価だけという点では——いままでもそれすらなかったこと、からいえばこれはワンステップ前進であるけれども、年金の実質価値というものは、先ほどの基本論争に戻りますけれども、年金というものが老後の健康にして文化的な最低生活を保障するといふ、そういうものの実現のための手段であるという立場に立つならば、物価だけ見れば実質価値は

保全されたということにはならないだろうと思うのです。

賃金水準がどんどん上昇する、そして若い世代の家庭と老人の家庭というものが格段の差がついてしまふというようなことは許されたいことだし、全体的な生活水準が上がったときにそれと、比較において物価だけしか見ていないのだから、新しい文化的ないろいろな生活様式の変化というものに対応できるだけのものはやらなければ、老後のほんとに人間らしい生きがいのある暮らしを保障するというにはならないわけでございませう。そういう意味を含めた実質価値ということを考えていかなければ、実質価値の維持ということではできない。物価だけ見ればそれで終われりだ、これはまさに木を見て森を見ざる考え方であらう、こう思うわけですね。

厚生年金でも今度は物価スライドというのが出た。その次には賃金上昇率の幾分でも見よう、次のステップとしてはこの前共済組合でやったような方式までいこう、さらにその次の段階としてはこの七、八年間やってきた共済組合と同じような方向に進んでいくというように、そういうことによつて平仄が合いバランスがとれていくというような方向にいかなければいかぬだろうと私は思うのです。

それで、これはことし来年の問題ではないにしても、少なくとも来年の改正あたりでは、厚生年金なんかでももう少し進めるといふことで、そう、そういう形で、そういうところに目標を置いて全体的にこのスライドという問題を考えていく。まあ賃金スライドになれば、大体年金の実質価値というのはまさに生活水準においてという総合的なトータルの手法といひますか、そういうものに対応できる実質価値の維持になるわけですから、賃金上昇率にスライドするというものではすべてカバーできる。そういう立場というのか、そこにスライドの目標は置くんだという方向というものはどうですか、大蔵大臣。

○愛知国務大臣 いまさら申し上げるまでもござ

いせんが、共済年金の場合には従来の改定方式を、いまアウフヘーベンというおこぼれがありましたが、改定をいたしまして、四十六、四十七年度のベースアップの率を採用した、こういうわけでございしますが、それは、従来の改定方式が物価と給与の上昇率との開きの六割を物価に上乗せをしたという考え方に対して、一体前進なのか後退なのかという点にも触れられての御意見であつたと思ひます。私は、広瀬さんのいまの御所見をこのううふに理解いたしますが、この点は前進した面も相当ある、この点は評価してやってもよろしい、こういう御趣旨が入つていたかとかやうに考えるわけでございませう。

それで、もつとそれを突っ込んで言ふと、それならこれはいわゆる物価スライド制よりも進んでいるのじゃないか、それならば、物価スライド制というところを中心に今後共済年金については考えていくということが、また今度は逆行になるのじゃないかというやうな御趣旨もあるかと思ひますけれども、それらをあわせて、それなら今回の改定方式は賃金スライド制に近づいたものであるかどうかということになると、私はそうは思ひません。これはまあ率直に言へば、いろいろな権衡を見ながら、現情勢下における一つの結論であつて、さらにこれを改善する必要があるに於いてあるでございませうということを言つておるのであります。それらの点についてはいろいろの考へ方があると思いますが、それらを総合して前向きに検討したい、こう申し上げておるわけでございませう。

○広瀬(秀)委員 私ども四党で提出いたしました法案は、年金問題について改正すべき正しい方向というものを提示をしておるという確信を持つておるわけですから、いまの大臣のお話、まだまだ私どもとはかなりの食い違いがあるように思ひます。前向きにひとつ検討するといふ最後の答弁を一応了として次の問題に進みたいと思ひます。

このスライドの問題が、各年代、退職年金を受

給する資格を得て年金受給者になつたこの年代がそれぞれ違ふわけでありませう。いわゆる旧法の適用を受けておる者、あるいは旧令共済の適用を受けておる者、あるいは新法になつた直後にやめた者、最近やめておる者、こういうところで、当時のやめたときの給料あるいはやめる前の三年間の平均給与、その年金額計算の基礎になる俸給、これの見直しというか、そういうものについての再評価のしかた、こういうやうなものが不十分であるといふやうなことから、同じ立場で、同じ年数とめてやめた人、やめるときは地位も同じやうであつた、そういうやうな人たちが、かなり現に受給しておる年金に大きな差がある。

この前、関連質問のときにも、旧令、旧法年金受給者の問題で、二十五年勤続でやめた人が今日十八万八千円というやうな、しかも国鉄公企体の場合に最低保障がないといふことで、三十万二千四百円というその最低保障にも乗れない、こういう人たちが、公企体だけで三千数百人いるといふことが判明したわけでありませう、そういうものについて、これはやはり現にそういう人たちは、年金受給者としてこの十八万で夫婦で生きておるといふやうな、たいへん苦しい老後のみじめな生活を送らざるを得ないといふやうな状態にある。こういうやうなものを含めて、やめた当時の年金計算の基礎になる俸給の再評価といふものが十分行なわれなければならない。こういうことが、やはりスライド制をほんとうに理想的な形でやるためには、そういうやうなスライド制実現のための一つの地ならしとして、そういう受給資格を獲得して退職したといふその年代の差によつて起こる不均衡といふやうなものは、これに相当大胆に古い賃金を再評価する、再評価係数をかけてやる。

たとえば今度の厚生年金の改正等につきましても、最高三・八七あるいは一・一五といふやうな、その中で、古いところで三・八七、そういう倍数をかけて再評価をしてゐる、こういう点がやはりまだ共済組合にも非常に強く残つてゐる、こ

ういうやうに私思うのですが、その辺のところの配慮は、現在どうなつておるか、その点を救ふべき状況にあると私は考えるのだが、その実態と、今後そういう点についてどういふ配慮をして均衡を実現していくか、それについてのお考えを大蔵省、運輸省両者から聞きたいと思ひます。

○辻政府委員 確かにたゞいま御指摘がございまして、ように、公務員は、給与ベースの改定のほかに特別昇給でございませうといふやうな給与制度上の改善が行なわれるものでございませう、同じ在職年、同じ官職の者をとりましても、以前にやめた者に比べまして新しくやめた者のほうが、まあ相対的に有利であるといふ問題が生じておりますことは事実でございませう。そこで、今回御提案申し上げてゐる改正案におきましても、さしあたり緊急に是正を必要といたします七十歳以上の高齢者につきましては、恩給にならしまして、四号俸を限度といたしまして、その範囲内においては是正措置を講ずるといふ措置をお願いいたしてゐるわけでございませう。四号俸でありませうと、大体一四〇程度に当たりますので、そういう方々につきましては、一般の二三・四〇のほかにさらに上積みになりまして、さらに一四〇程度の改善が行なわれるわけでございませう。

それから、御指摘のございました旧令、旧法の受給者の年金額の格差の問題につきましては、御承知のように、すでに過去五回にわたつて不均衡は正すという措置を実施をいたしてゐるわけでございませう。二十八年を最初といたしまして、三十一年、三十六年、四十一年、四十六年の五回にわたつておるわけで、私どもは現在のところは大きな不均衡がないのではないかと、いふやうに考えておるわけでございませう。

○住田政府委員 一般的な問題はいま大蔵省から御答弁があつたとおりでございませうが、公企体につきましては、先ほど来御指摘を受けておりますやうに、最低保障制度がありませうために特にアンバランスになつてゐるという点があるわけでござ

さいますが、この点につきましては、前向きに処理して、厚生年金等との比較においてアンバランスがないように今後努力していきたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 辻次長は、そう大きなアンバランスはないのだということ、各年次にわたってずいぶん是正の措置を講じてきたということ、であります。そういうあまり樂觀はされないで、事態をもっとよく調査して、私どもはかなりのバランスを失っている面があるだろう、こういうふうに考えるのですが、その点はさらに十分な配慮をして、もうすべて終わったのだというようになるとでなしに、これは是正の措置というものをやはり並行して今後とも見直しをしながらやってもらわなければならぬだろうと思うわけであります。

先ほど言ったように、たとえば宇都宮駅長で、二十一年、三年当時にやめた人、その同じ宇都宮の今の駅長、これは大体やる仕事は同じなんでありまして。もう二十年前あるいは二十数年前も今日も駅長としての仕事の内容というのは大体同じなんですね。それで、当時としては、やはり現在の宇都宮駅長が得ている程度のもは、金額的には、ノミナルな面ではうんと低いけれども、実体的には同じような賃金であった。それでも十分、七〇〇近くの年金をもらえばこれでやっていけるというような人たちが、格段の今日における差になってしまっている。同じ時代に生きているのです、同じ年金受給者として、それは、そういう実態をわれわれはつかんでいないのですけれども、かなりの差があることに間違いのないのです。これは、私も国鉄のOBの皆さんと毎年二回定期的に必ず会合をして、私どもが国鉄に入つた当時に駅長をやっていたような人たちと、ことしやめた人たちの年金額というものを比較してみると、たいへんな差です。半分以上であることにまず間違いのないのです。そういう人たちがいまもう七十前後で、現に年金受給者になっている。この差というのは、年金受給者にとってみてはもうたえがた

いところになるわけなんです。そういう点を十分今後とも——もうこれだけやったのですからバランスはちゃんととれていきますというように言い方だけで、私ども引き下がるわけにはまいらない。これはあとできちんと実態を、昭和二十五年にやめた人、そしてことしやめた人、中間あたりでやめた人、全部具体的な数字をあげて持つてきますから、そういう実態というものはまだまだ不均衡があるという前提に立つて、さらに是正の措置というものを考えていっていただくように要請をしておきます。

これは住田さん、ちょっと答弁していただきたいのですが、そういう点、私は現実には数字をいまは持つていないけれども、半分以上ぐらいであるということにはほぼ間違いのない、二十五年ごろやめた人とことしやめた人の年金額というものは、そういう状態。同じ既裁定年金者になったわけですから、それをひとつ運輸省から答弁してください。か。それをひとつ運輸省から答弁してください。

○住田政府委員 いま例をあげてお話しになりました。駅長、最近やめた方と二十年前にやめた方の年金の額については、手元に資料がございませんのでわかりませんが、現在国鉄が年金として支払っております額の平均が年五十四万九千円、適用を受けている者の平均が年五十四万九千円、旧法の適用を受けている者が年間二十万五千円でございますので、その点から見ますと半分以上ということになっております。

○広瀬(秀)委員 まあそういう現実が存在するわけですから、この辺のところは、あともう余命幾ばくもない人たちです。七十をこしている人たちは、ですから、そういう人たちにほんとうに人生の最後の時期において、今日の生活の水準の中で、かつて駅長という立場で重要な仕事をやっておられたそういう人たちは、いまやめた人ばかりではな恵まれたしあわせな暮しができるだけの年金をもらっているけれども、昔やめたので、この年金の上昇というものは何回も見直されて是正の措

置を講ぜられたけれども、それだけの差がある。こういう問題に対しては大蔵大臣いかがでございますか。辻次長は大体バランスをとれているはずだ、こう言われたけれども、現にそういう差があるというわけがありますから、それらの点の是正ということについて、今度確かに四号アップしたということは、その人たちはたいへん喜んでおります、一四％上積みされるわけですから。しかし、それでもなおかつ足りないということでありまして、そういう点についての配慮というものをさらに今後とも手厚くやっていく、こういうお気持ちを保持していただきたいのですが、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 前々回の当委員会でも私申し上げましたように、それらの方々から直接に私も御陳情といひますか、実態をいろいろとお話を伺う機会もございましたので、なお一そう事実即しとあたたかい配慮を持って早急に検討したいと考えております。

○広瀬(秀)委員 運輸省もよろしくございますね。そこで、先ほど答弁の中に出てきましたけれども、そしてまた前回関連質問でも申し上げたのですが、国家公務員共済、公企体共済が非常にいろいろな点で少しづつ食い違いを設けておる。そういうようなことで、最終俸給をとるか、あるいは三年間の平均をとるかというようなことが一つあったり、そしてそれは実は退職一時金、退職手当で公企体のほうは百分の九十七で三％だけ差をつけていますというようにバランスをとつたんです、というように言い方があったり、それから年金における最低保障というものが、公企体の共済では全く欠落しているというようにことがあったり、それから掛け金の最高限度あるいは年金額の最高限を押えているところ、野放しにしているところ、そういうような差などいろいろあるわけなんです。

そういう点について、これはもう制度発足の当時はやはりいろいろないきさつがあつて、いろいろ

るな形でバランスを見ながら若干の差異をつけたほうが良いという、そのときはそのときなりの理由があつたと思うのですが、今日、年金というものがはつきり社会保障制度の一環であり、老後の生活を保障するものであるというようになつてまいりますと、これはやはり両制度の斉合性というようものを、悪いほうだけお互いにくつつけ合うということではなくて、いいほうに、組合員により有利に働く方向で歩調を合わせるといふ、そういう方向へ、大臣、これは両制度間においてそういう意味での斉合性というか平仄を合わせていくというか、もう三年平均になつてくるのだから公企体のほうを三年平均にしるというようになるといふなしに、退職時の最終俸給を計算の基礎に取り入れましよう、最低保障がなかったら、最低保障は今度あるようにしましようというようにな形、それから公務災害補償の問題なんかでは、一方は補償制度がちゃんと法律にはできている、公企体はないから団体交渉にまかせる——団体交渉にまかされているというようにな分については、それはそのままでよろしいでしょう。そういうような形でやはり有利なほうを持つていくという、そういう頭で改正というものを考えていっていいのではないかと、こういうふうに思うのですが、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 私は、よいほうにすり合いをとるといふ、基本的な考え方としてはそういう方向へ行きたいと思ひますけれども、何ぶんにも御案内のように各種年金制度には沿革や不均衡が現にあるわけでございますから、いいほうに均てんという、たとえば一番大きな問題だと思ひますけれども、国庫の負担率が二〇％のものがある、みんな二〇％に、いいほうにすりか、こう簡単にはいいほうに均てんというわけにはいかない。そういう点がありますことも御理解をいただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 まあ国の財政の責任者として非常に慎重な言い方をされているわけですが、どうもやはりこの委員会でも両方をいつもこうあわせて

審議をする。その場合にいつもそういう点で問題を議論し合っているというの、いかにも何か不毛の議論をしているような気はないではないわけなんです。したがって、いいほうにやはり合わせるという目標を立てたら、その方向にひとつ勇断を持って前進してもらっていいさかも差しつかえない。それで国民に対する、全体に対する奉仕者としての特殊性というようなことも、やはり公企体においても、公務員においても、そうこつちが高くてこつちがどうだというような関係にな

い、お互いに全体の奉仕者として活動をし、働いておる人々、その人々に、短期の面で在職時代、長期の面では退職後においてもきちんとした最低生活というものは保障していかうじやないか、こういう基本において一致する以上、やはり退化するような、これはますます両方を合併してしまえというふうな議論ではなくて、そのやり方、運営のしかた、それから給付の水準というようなものについて、合わせられるものは合わせて同じような方向でいけるんだという、そういう方向に向かつてかなり前向きにひとつ検討していただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 ただいま率直に申しましたのでありますけれども、私は、考え方としては、できるだけいい方向に足並みをそろえていくという方向で考えていきたいと思っておりますが、同時に組合員としても、たとえば組合員の掛け金がどうなるか、これは権衡をとってまいります場合にはそういう問題もございます。したがって、気持ちあるいは考え方としてはいい方向へ寄せるようにしていきたい、基本的にはそういう考え方ではないかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、それだからといって現状の条件下において国庫負担率は最高の率のところへの制度もみんな持っていて、それから掛け金はどの制度でも一番低いところへならせ、こう言われても、これだけのいろいろの沿革と内容が異なっておりますから、各方面の御協力をいただき、組合員の方々に御理解をいただきながらだんだん寄せていくと

いう場合においては、やはり不均衡の是正という面からいってそういう点にも問題が起こってくる。御理解をいただける限度においてでなければできないという点もあるということも念のため御理解をいただいております。こう申し上げる次第であります。

○広瀬(秀)委員 財源率の問題に触れて、そういう面もあるという、確かにそういうことを私どもも承知しての議論なんです。これは克服していかねければならぬ問題というのは確かにあることは認めますが、そういう方向をひとつ目ざして、いい方向に前進をしていただく、こういうように、さらに努力を重ねてもらうように要請をして次の問題に移ります。

そこで、いま財源の問題が出たわけでございしますが、この財源率の問題も、公務員、公企体両者で違ふし、また同じ公企体の中でも財源率が違ふ。一番高いのは国鉄で千分の百十七の財源率になっている。しかも組合員が四九・五%、国庫の肩がわりとしての一五%を含めて日本国有鉄道そのものが六七・五持っております。こういうような形になっている。これに対して国家公務員の場合には、掛け金が大体四十四ぐらいのところ、いろいろばらつきはありますけれども、大体この千分の四十四、こういうことになっておるわけであります。

いま公企体の中での国鉄の場合に、収支計画策定審議会ですか、これが答申を出しておりますが、「昭和五十三年度までは、掛金、負担金、追加費用及び利息収入で給付がまかなえ、積立金は、昭和五十三年度末には約四千五百億円まで増加する。しかし、昭和五十四年度から昭和六十六年度までの十三年間は収入よりも給付の方が多くなり積立金の取りくずしを余儀なくされる。これにより、昭和六十六年度末には、積立金が約千六百億円に減少する。ところが、この期間を経過すれば、昭和六十七年度以降は、収入と給付とがほぼ見合う状態となる。」という結果が出されて、そういう見通し、財源率計算収支計画が出されて

おるわけでございますが、今日非常に積み立て累積額というものがそれぞれにふえてまいっておりますわけでありまして。こういう財政のあり方、財源率のとり方というふうなものが、今後このままの姿で新しい要請、賃金スライドをとるにせよあるいは物価スライドをとるにせよ、年金の水準を引き上げていく、そして時代の趨勢に対応して、生きられる、最低生活が保障される年金を実現していくスライド制の実行、こういうようなことがだんだん前進をした場合、こういう積み立て方式でどこまで年金財政がほんとうにやっているといるのかどうか、こういう点で非常に不安があるわけでありまして。

特に国鉄等におきましては、過去勤務債務が二兆一千三百六十四億ですか、こういうように膨大にのびていっている。これはすでに債務としては発生をしておるわけです。やがてそれは年金で払わなければならぬのです。しかも現実の積み立てというものは、現実の積み立て額としての準備金に裏づけされてない。そういうものがそれほど巨額にのびていっているというのを聞きますと、収支策定審議会ではこういう報告がなされておるけれども、こんなことではたしていくのだから、要はほんとうにいくのだから、これはいろいろ重要な要素を勘案してあるだろうと思うのですが、この二兆一千億にのぼる過去勤務債務、不足責任準備金というふうなものがはたしてこの中にちゃんと織り込まれてこういう数字が出てくるのかどうか。

これはやはり掛け金率をかなり強化していく徴収を強化していくのだ、そういうものに当然結びついていっているのではないか、そういう疑問が当然出てくるし、さらに国鉄がこれは公経済の主体であり、国と同じに見て一向差しつかないのだということをこの委員会でも大蔵省は述べておられるわけでありまして、しかも運賃を上げていかなければならぬ。そういう意味で国民の立場からもしびしい反響を受けている。

〔委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

そういう財政の三兆円をこえる借財、長期債務を負っている、利払いだけでも二千億をこえるようなそういう財政、そういう中でそういう問題の凍結ということで年間四百八十三億、四十八年度としても四百八十三億積みなければならぬというふうなことで、はたしてやっていくのかという疑問がそういう面からも出てくる。そうすれば、どのつまりは掛け金率の引き上げ以外にはないじゃないか、こういうことがいわれるわけでありまして。

こういう点で、共済組合の財政というものが、当面いままのようなシステムで掛け金率をやたらに上げればそれはつじつまが合うかもしれないが、そういうことなしにずっといって、はたして年金財政はだいたいどうなるのか、そういう問題点について私ども非常に心配があるわけなんです。その点を、どういう事情によって、だいたいどうぶだというならばその事情をきちんとひとつ納得のできるように説明をしていただきたいし、率直に不安があるならば不安をひとつ説明をしていただきたいと思っております。

○住田政府委員 国鉄の共済組合の財政の長期的な見通しでございますが、四十五年の収支策定会議で先ほど先生からお示しの、つたような見通しを立てているわけでございします。あのときの策定の前提の要素が大きく変わらなければ五十四年度から赤字になるけれども、その後また黒字に転換してやっていくということになるわけでございます。あのときの策定いたしました前提となつた要素がどの程度変わるか、この点については五十年が再計算期になっておりますので、その際、再検討をいたすことになっておりますが、年金財政に与える大きな影響をいたしましたは、旧法の部分と新法の部分と二つに分けて考えることができると思ひます。

新法の部分につきましては、ベースアップがあれば当然掛け金率は同じであつても掛け金額は上がってくるわけでございします。この点は五十年の段階で考えればいい問題ではないかと思ひま

す。問題は旧法の負担の問題、特に追加費用との関係だと思ひますけれども、昭和四十六年度の過去勤務債務の支払いは、追加費用の関係を見ますと、四十六年度の段階ではまだ追加費用のほうを支払い額より上回っているわけでございます。したがって、この傾向が破れない限りにおいては、過去勤務債務のために財政が破綻するということはないと思ひます。これは御承知のように、毎年千分の五ずつ上がっているわけでございまして、千分の五ずつ上がっているわけではございませんで、いま直ちに過去勤務債務のために追加費用の額が足りないということはないのではないかとと思ひます。

それから、今度の十カ年計画の問題でございしますが、十カ年計画におきましては人件費の上昇を前半の五カ年間で二・三％、それから後半の五年につきましては一・〇・三％の上昇率を見ております。したがって、企業者としての国鉄あるいは公経済の主体としての国鉄の負担としてはその範囲内でまかなえるというように考えております。特に、追加費用のほうは年率千分の五の増加でございまして、二・三あるいは一・〇％ということからいへばその半分以上の伸び率でございしますので、いま申し上げました人件費の上昇率の中でまかなえるのではないかとふうに考えております。

○広瀬(秀)委員　しかしいづれにしても、掛け金率におきましても国鉄が一番高いわけですが、四十一年の四月から対本給千分の百十三から一挙に千分の四上げて百十七になっている。こういうところはほかにもどこにもありません。大体千分の百五程度が公務員のコンスタントなところですが、そういうことをやっているから、何とかつじつまが合っていくだろうけれども、これがどこまで上がっていくかということについては、これは重大な関心を持たざるを得ないわけですし、短期給付の負担と両方合わせますと、大体八・一％くらいになっている。これは十二月ということにしますと九六・七％になる。大体賃金一カ月分というものが共済組合の掛け金で徴収されてしまうという

ことになるわけですね。こういうことはかなりこれは掛け金を負担する組合員の立場にとつては、これがさらに上がったらいへんだという不安があるわけなんです。

そういう点で、これらの問題について、財源率計算で、いつも国家公務員の場合には来年の再計算時期においても上げないで済むであろうというようなことが言われる。今度は国鉄の場合に、千分の百十七がさらに千分の百二十になるというようなことは当分あり得ないということでございますか。これは大蔵省は、来年財源率の再計算期だが、もう大体ある程度の数字もつかんでおられるだろうと思う。脱退の生残表であるとか俸給の指数であるとか、いろいろな八つぐらいの要素を勘案して考えるわけけれども、大蔵省の見通し、それから公企体、特に国鉄の見通し、こういう点についてこの際明らかにすることは明らかにしてもらいたい。

○辻政府委員　今回の長期給付制度の改正によります財源率の影響につきましては、年金額の改定による所要料率は千分の二・八というふうな計算をいたしております。そのうち組合員の負担になる掛け金率は千分の一・一九という見込みでございます。それからもう一つ遺族年金の受給資格期間の短縮を御提案申し上げておりますが、それによります所要料率は千分の二、組合員の負担になります掛け金率にいたしまして千分の〇・八五、両方合わせますと、所要料率といたしまして千分の四・八、組合員の負担になります掛け金率といたしまして千分の二・〇四、いまの段階で一応そういう見込みでございます。

しかし、ただいま御指摘になりましたように、再計算期におきましては、もとの基礎から見直すわけでございます。脱退率でございまして、俸給の指数でございまして、そういう基礎計数から見直すわけでございます。その作業は目下取りかかるところでございます。どういふ結論になりますか、再計算期に慎重に計算して結論を出したいと考えておるわけでございます。

○住田政府委員　今回の水準の引き上げによります財源率の影響でございますが、専売公社で千分の三・七四、掛け金率で一・五九、国鉄の場合が四・九八で、掛け金率で二・一二、電電公社で千分の一・八二、掛け金率で〇・七七というところで、やはり国鉄が非常に高い数字になります。現在でも、公企体は御承知のように国家公務員よりも掛け金率は高いわけでございます。これはそれなりの理由があったわけでございしますが、同時に、公企体の中でも国鉄は他の二公社に比較いたしますと非常に高くなっております。

私どもといたしましては、国鉄が国家公務員あるいは他の公企体より著しく掛け金率が高くなるという点については、やはりそれなりの不安を持つていただいております。もちろん国鉄と専売あるいは電電との間では、年齢構成が違ふとかあるいは性別構成が違ふとか、あるいは勤続年限が違ふとか、それなりの理由によりまして、当然掛け金率が違ってくる分もあるわけでございしますが、けれども、それを越えて著しく高くなるということについては不安を持つていただくわけでございします。しかし現在の段階では、再計算時期が五十年でございしますので、この五十年の段階にどのようなか、まだ資料も集めてない状況でございしますので、五十年の段階にどうなるか、いまの段階でちょっと申し上げることはできないのではないかとと思ひます。

○広瀬(秀)委員　辻次長に伺いますが、もう来年再計算期であります。公務員の場合、これは国鉄の場合には五十年ですから、あと一年、間がありますけれども、現行の掛け金率、これが上がるということはまずなからう、こういう見通しでございますか。

○辻政府委員　先ほど申し上げましたように、今回御提案申し上げている改正案によりまして、それだけの財源率の影響があるわけでございします。したがって、その他の事情に影響がないとすれば、それだけ掛け金率あるいは全体としての財源率を上げざるを得ないということになるかと

思ひます。なおそのほかに、先ほど来いろいろ御指摘がございました問題もございしますので、かりに給付改善をいたすとすれば、その分だけさらに財源率へのはね返り、影響はあらうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員　そういう意味ではあり得る場合もある、こういうことです。これはまあ将来のことですからそれ以上議論は詰めませんけれども、財源率の上昇というものは、これはもうかなり続くのではないかと見られるわけであります。

そこで、そういう意味で、いま厚生年金の保険法の改正が国会で議論されているわけですが、千分の六十四から七十九に上げよう。これは掛け金率にすれば三・九五、上げて三・九五ですね。現在ならば三・二、それから〇・七％上がるという勘定になるわけですが、それ以上に国鉄の場合には約一％は掛け金率が高い、こういう状況に現実になっているわけですね。〇・七五上げるのでこれだけのたいへんな問題になっておるわけですが、けれども、そういう状態の中で、負担の限界と

いうのをどの程度に皆さんお考えになっているのか。大体、組合員の実感からすれば、こういう物価高の中で、物価上昇による賃金上昇率というものがかなりそれでもう食われてしまっている。そこで今度はいくつかの社会保険関係の掛け金がまた上がる、あるいは公共料金がかかるというように、非常に生活上も賃金から保険料の支払いというものが重荷になってきているという実感を訴えておられるわけですが、この限界というものが、どの程度が負担の限界なのかということも非常にむずかしい問題であると思ひますけれども、給付を上げればそれだけ財源がかかるのはあたりまえだということでお考えになっておられるのかどうか、この点の限界についてのあなたの方のお考えを明らかにしながらお答えをいただきたいと思ひます。

○辻政府委員　厚生年金につきましては、ただいまおっしゃいましたように、今回の改正案により

まして、一般の男子で千分の七十九ということに御提案申し上げているわけでございます。したがって、被保険者はその半分の負担でございますから千分の三十九・五ということになるわけでございます。しかし、御承知のように厚生年金の場合には料率の算定の基礎になりますものが標準報酬でございます。共済組合の場合には俸給でございます。標準報酬の場合にはその他の手当、超過勤務手当というものも入るわけでございます。その割合で換算をいたしますと、千分の三十九・五というのは千分の四十八・一であるということになります。したがって、比較をいたしました場合には、千分の四十八・一と国家公務員共済組合の場合の千分の四十四とを比較していただくわけでございますので、厚生年金の改正案が通るといたしますと、率だけで申しますと、むしろ厚生年金のほうが上回るという結果になってくるわけでございます。

なお、厚生年金の場合は最近大幅な給付改善をやっておりますが、それに伴って、御承知のように、保険料も上がってきておるわけでございます。三十五年ごろは千分の三十五でございましたが、それを今回千分の七十九にお願いいたしているわけでございますので、掛け金、保険料率といまして倍以上に上げるということで改正案を御提案申し上げているわけでございます。

それに対して、国家公務員共済組合の場合には、おおむね発足当時の千分の四十四というままでございまして、やはり給付の改善をする場合にはある程度の共済組合員にも負担を願うのはやむを得ないところではなからうかというふうに考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 厚生年金保険の場合に保険料の収入が、ここの予算書であります、特別会計の予算書を見ますと、保険料収入として一兆三千四百四十八億入るわけですね。保険の給付額は三千二百三十五億、一兆円はまるまる残る勘定になるわけですね。積立金に回っていくだろう、あるいは運用に回っていくだろう、こういうことなんです。

また、共済組合等を見ましても、国鉄が、収入が千三百億、これに対して給付が九百十三億、専売が百十七億に対して五十六億、電電が六百七十六億の掛け金収入に対して、給付は二百十三億、国家公務員の場合には、二千三百二十八億に対して九百四十二億の給付と、こういうことですね。こういう数字がはつきりしている。

これは積み立て方式をとる以上そういうことになるわけですが、今日やかましくいわれておりますインフレに対応できない年金制度というものを解決する手段として、この実質価値をどうも維持していこう、先ほど言ったような意味での実質価値を維持していこうということになれば、積み立て方式ではほとんど積み立てたものが物価上昇というやうなものをカバーできなくなつて、どんどんその積み立て額そのものも大きな減価をしていくというやうなことで、将来どうなるかということが非常に不安になってくるというところで、そういう意味で賦課方式への転換ということが言われるわけですが、こういう方向にやはり進まざるを得ないだろう。

これはもう大体諸外国ともこういうインフレに對する年金受給者の生活をしっかりと守っていくというためには、財政方式以外に道はないということではとんどが転換をされている。やはりある程度の契機というのは大体インフレということがその契機になっている。しかも日本もそういう状況にいま急速に悪化しているべきインフレに踏み込みつつある。そういうことで、賦課方式への転換ということとはもうその条件がまさに熟してきたというところだろうと思ひますが、そういう方向について、大蔵省、運輸省はどういうように基本的な考えをおられるのか、その点、ひとつきちんとした答弁をいただきたいと思うのです。

○辻政府委員 財政方式の問題につきましては、たびたび御指摘をいただいているところでございますが、先般もお答え申し上げたとおりでございますけれども、やはりこの問題を考え抜く場合には、問題は二つあるかと思ひます。

一つは日本全体の人口の老齢化の問題でございます。現在わが国の六十五歳以上の人口が七・一％ぐらいでございますが、あと三十年ぐらいたしますと一三・四％程度になる。これが大体いまの先進諸国の老人人口の割合と同様でございます。急激に老人人口がふえていくわけでございます。

それからもう一つは、年金制度の未成熟の問題でございます。年金に入っております加入者を分母といたしまして、老齢年金をもらつておる受給者を分子にいたしまして割つてまいりますと、国家公務員の共済組合の場合でございます、大体二％ぐらひでございます。厚生年金の場合でございますとさらに低くて、三％程度でございます。したがって、諸外国におきましては、先進諸国の場合が大体二〇％から三〇％程度でございます。共済制度は、国鉄等の一部の例外を除きますと、制度として非常に未成熟な状態でございます。したがって、そういう状況のもとで賦課方式に移行いたしますと、現在の組合員の負担に比しまして、将来の組合員の負担が非常に過重になる。世代間の負担の均衡を欠くことになると思ひます。世代間の、年金財政の健全性の確保あるいはまた世代間の負担の公平の見地という点からいいますと、現段階で直ちに賦課方式に移行するのは無理があるかと思ひます。

なおそのほかに、共済組合の場合には御承知のように保険集団が非常に小さいという問題がございます。連合会の場合でも七十三万程度でございますし、一番小さい造幣局等では二千人足らずの組合員でございますので、こういうように保険集団が非常に小さい場合には、保険数理上から申しましても、積み立て方式によらざるを得ない面があるのではなからうかというふうに考えているわけでございます。

○住田政府委員 財源の問題で、積み立て方式をとるか賦課方式をとるかという基本的な問題につきましては、公企体だけでどうこうするという問題ではございませんので、いま大蔵省から御答弁

がありましたように、一般の問題としてその方向がきまればそれにフォローしていかざるを得ないと思ひますが、現在の段階で国鉄の共済の財政を見た場合に、積み立て方式ではもうどうにもやっていけないという段階ではないわけでございます。したがって、財政の面から直ちに積み立て方式をやめて賦課方式にしなければいかぬという事態にはまだなっていない、そのように考えております。

○広瀬(秀)委員 むずかしい問題はあるけれども、積み立て方式をとって、そしてその積み立てたものを運用してさらに財源を拡大しながら将来の給付に使つていこう、こういうことであります。が、こういうインフレの時代に、しかも今日、大蔵大臣も冒頭から認めておるやうに日本の年金水準は非常に低い。それをいまの生活水準に合った形の中で、老人に健康にして最低の文化生活を営めるやうな老後の生活を完全に保障していく。

「木村(武千代)委員長代理退席、委員長着席」
そういうところないかというの、いまのこの積み立て方式というものをがんじがらめのものとして受け取つて、これを要するわけにはいかないという立場でいるから、給付の改善、給付水準の引き上げが大胆に行なわれない。したがって老人の所得保障、生活保障の問題というものが、常に国際的にも低水準にあるということから脱却できない。その大きな原因は、何といつても財政問題における積み立て方式をとっているからだということにならざるを得ないと思ひます。なるほど世代間の負担の均衡の問題ということは、この問題を議論するにあつた最大のポイントだと思ひますが、二十年なり三十年なりという先におゆる年金受給者のピークを迎える。それから先はほとんど横ばい状態になるということ、昭和八十年、八十五年というあたり——昭和がそこまで進むかどうかかわからぬけれども、八十年とか八十五年というその辺のところがピークになるということなんですけれども、そういう段階においては、日本のGNPも国民所得も、これまた賃

金の上昇で非常に高額なものになっているといふことも考え、そしてまた現在の国の費用負担分といふものについて、これはもう動かすことができないんだ、これ以上政府は金を出さないんだという立場をとるから、そういう既成概念の上に立つて賦課方式へいくのはできないのだ。そういうことでありますから、国がもつと負担分をふやしていこう、こういうことにならなければそういう踏み切り方はできない。その踏み切り方ができなければ、やはり今日の年金受給者は国際的にきわめて低水準の年金しか与えられないということになって、どこかでそういう踏み切りをしなければならぬだろうと思うわけですが、この点、大蔵大臣いかがでございますか。

国ももつと金を出しましょう。たとえば共済組合につきましても、公企体等については現在まで一五%国が持つんだ、こうなっているけれども、公務員の場合にはそれでも、いわゆる事業主としての国と国庫としての国というものが全く一体です。それから、独採制をしいられた企業体という形で特に経営の赤字という問題をかかえて四苦八苦している。国鉄なんかの場合には、そういう意味では国の公経済の主体なんだから、国庫としての国の肩がわりをするのはあたりまえだといふそれだけで、年々五百億に近いようなあるいはそれ以上にもどんどんふくらんで、千億円をこえるような追加費用も出していかねければならぬ。そういうようなことでいくという現行方式にこそ、今まで固執される必要もないのではないかと。時代は変わっていくわけでありまして、年金受給者として現にいる人たちの水準を国際並みに引き上げるのだということを大前提に置いて、それにふさわしい財政方式に切りかえていくということは、当然もう少し前向きに考えてしかるべき問題ではないか、こういうふうに考えるのです。

もう一つ、何といつても年金として積み立てられたものが財投の主力をなしているということが賦課方式への転換をためらわしている一つの有力な原因、政府の頭を支配する原因になっていると思うのですが、その点についてどうお考えになっておられるのか、はっきりとした御答弁を承りたいと思います。

○愛知国務大臣 この問題については特に新しく考えを申し上げるわけにはまいらないわけでございます。いま辻次長から詳しく申し上げましたとおりで、将来を長期的に考えました場合に、非常に練れないことばでございますけれども、現在だけの状態を考えると、それは賦課方式がよろしいという点があると思いますが、これからの人口構成等を考えると、現に、たとえば二十代の人の場合を考えてみますと、これらの方々が年金をもらう年代になった場合に、これらの人たちの負担が急に増高するというようなことも十分考えていかなければならないことではないだろうか。ですから私は、現行の方式がよろしいと現在のところでは考えておるわけでございます。

それから、おことばの中にしばしば出ますけれども、私は、憲法二十五条のつとめて年金の給付水準というふうなものまでできるだけ上げなければならぬ、これが理想であるということは申ししておりますが、同時に外国との比較等も、比較のしかたはいろいろございすけれども、ようやく世界的な水準になりつつあると私は思っております。先ほどもその点にちよつと触れたわけでございすけれども、そういう点も十分頭に入れて考えてまいりたい、こういうふうに思うわけでございます。

それからもう一つ、よくいわれることでありますが、大蔵省は積立金を運用したいがために、ことにそれを大企業に供給したいがために現行方式をとっているのだ、こういうことが、相当多くの方々に指摘されているところでありますが、それは少なくとも現在及び今後においても、そういうことは全然頭にございせん。これは切り離した問題としてお考えをいただきたいと思ひますし、積立金の運用については今年度もずいぶん抜本的に切りかえてまいりましたし、積立金は大切な年

金受給者の原資でございますから、これはやはり徹底した福祉関係に運用していかなければならない、同時に有利で確実な運用をはかつていくということが本旨であろうか、かように考えるわけでありまして。この賦課方式が積み立て方式かという問題は非常に大きな問題でございますが、冷静に年金制度の将来ということも十分展望いたしまして、誤りなきを期していくべき問題だ、現在の時点だけで受給者の関係をとらえてだけで論ずるわけにはいかないのであるから、私、率直に申しまして、かような考え方をとっておる次第でございます。

○広瀬秀委員 もう時間がないのでこれ以上財政の問題をもう少しやりたかったのですけれども、大体各種公的年金の積み立て額が、昭和四十八年度では大体十三兆円ぐらいになっているはずだと思ふのです。国鉄あるいは専売、電電の公企体だけでも七千八百億に達しているだろう。国家公務員共済では大体一兆五百億くらいになっているし、地公共でも、これは荒っぽい推定ですが一兆八千億くらい、これはもつとふえているかもしれない。厚生年金では八兆一千五百十三億、国民年金で一兆四千二百九十八億、あと私学共済なり農林漁業共済というところ、これは大ざっぱに足してみましても大体十三兆をこえるわけですね。

いま賦課方式に切りかえても、先ほど申し上げたように、収入から給付のための支出の間には相当な差額があるわけですし、これは十分いまのところまかなえるわけですね。しかも、かなりの給付水準の引き上げというのをやっても、いまの収入で、このところ、これは年金がたまたま未成熟であり、年金受給者の比率というものが先ほど次長が言ったように低いということにささえられておるけれども、これで当分は幾らでもまいける。かなりな大幅な年金引き上げをやっても当面いける。そのうちに積立金もどんどんふえてくる。そしてこれは利子収入だけでもおそらく約五千億を

こすでしょう。厚生年金だけでも四千五百八十億くらいですから、全体的には六分で回せば、八千億の利子だつて積めるわけですね。そういうものがどんどん積立金としてふえていくわけですね。それがだんだん収入と支出、給付の面がとんとんになる、あるいはそれが逆転するといふようなときには、利子分をまず回していくといふような形でのいいていくといふような形、それから今度は積み立ての本体も幾らかずつ取り出すといふようなことでもって、これは十分やっていると。そういうようなことで配慮をしていけば、これは急激な負担の増大といふような、世代間におけるまろつきたいへんな負担のバランスを欠くといふようなことなしにしのげるような方法もこれは考えられないことではないと思ふのです。

そういうことで、いま大事なことは、やはり年金をほんとうにあるべき年金にするんだということと第一義的に考える、そしてそれに見合う財政方式といふものを考えていくということ、そのためにはどうしたって、やっぱり賦課方式の方向といふものを明確に出してやってみよう、こういうものが、これは単年度であつてもあるいは二年度あるいは三年度といふような期間を考へてもけっこうであるけれども、そういうことがやれないことではないといふように考えるのですが、やはり前向きに、よその国で、そういうインフレ状況の中で年金受給者の生活を見ていこう、老後の生活を保障していこうという立場で、賦課方式に転換したという歴史的な事実を日本もやはりこれを学んでしかるべきであらう、こう思うのですが、いまのところどうも賦課方式といふものは全く成り立たぬものだという、そういうかたくなな固執されたいお考えなのではないか。大蔵大臣、いかがですか。

○愛知国務大臣 これは前にも私率直に申し上げたのでありますが、現行の制度が一〇〇%正しい、あるいはそれに何ででも膠着するといふようなかたくなな気持ちは持っておりません。現状において、あるいは将来を見通して、こういう現

在のやり方がよろしいと私は考えておりますけれども、さらにそういうような点も踏まえて、こういうふうにやつたらいいなというような建設的な考えが出てまいりますれば、それを謙虚に取り入れることはやぶさかではございません。

ただ、何しろまだ何と云っても未成熟の制度であり、また日本の人口構成が急激に変わってきております。それからまあ基本は——また議論になりますから——でございますけれども、何でも国が国がということがいいのであろうかという点などもあわせて考えまして、より建設的なそして冷静な議論ということになりまして、私も積極的にそういう議論に参加をして、なるほどというようないい考え方があれば、それに積極的に参加するということにはやぶさかではございません。

○広瀬(秀)委員 この問題はこれ以上論争してもいまのお答え以上には出ないだろうと思っております、この辺でやめますけれども、最後に少しこまかい問題で、この年金受給者が関心を持っている問題ですが、七十歳以上の既裁定年金受給者が四号俸アップをする、これが政令の定めるところによりということになっておる。これは七十歳以上の人がもう全部四号俸積んでもらえる、仮定俸給の四号上位のものに格づけをしてそれで年金の再計算が行なわれる、こういうことに了解しているわけですが、この政令に定める内容というのは、やはり四号の者もあるし、三号の者もあるし、二号、一号の者もある、こういうような形でできるという趣旨でございますか。四号はもう七十歳以上は見るのだ、こう理解して、あと七十歳以上に次々になっていった場合には、そこでまた四号積まれる、こういう趣旨であるのか。その点は、大体はつきりしていると思うのですが、そういう政令で定めるといふことで、これは四号以内という文字なんです、どういふ取り扱いになるのか、その点確認をしておきます。

○辻政府委員 老齢者等につきまして四号俸以内のアップをするという措置の趣旨は、先ほど言いましたように、退職後長年月を経過した者と同一

在職年、同一官職で新しく退職した者との年金額の格差を是正する、こういう趣旨でございますので、ごく最近退職した者にまで直ちにこの措置を全面的に適用するということは適当でないと思っております。そこで四号俸を限度といたしまして引き上げを行なうということにしておりまして、ただいまお話がございましたように、具体的なやり方については政令に譲らせていただいておりますわけでございますが、現在考えておりますのは、退職の年次区分によりまして、ある者は四号俸、ある者は三号俸、ある者は二号俸というように差をつけまして、引き上げの措置をとってまいりたいということを考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 その政令は、具体的にいまは固まっていますか。

○辻政府委員 政令の具体的な内容についてはまだ十分詰めておりません。関係各省、運輸省あるいは自治省との問題もございまして、関係各省とも協議をいたしまして、いま慎重に検討しております段階でございます。

○広瀬(秀)委員 これは大蔵大臣、四号俸以内ということだけれども、四号俸は積まれるであろうという期待権はもう七十歳以上の人たちはみな持つておるのですよ。あるいは二号俸と定められるというふうな、あるいは一号俸というふうなこともあり得るかもしれぬけれども、そういうことがないように、この程度はもう——四号俸以内というのは、技術的な安全率を見越した官僚サイドの常識で、大体四号俸というものになることはまづ間違いないであろうということを、われわれがそれを故意に宣伝したわけではないけれども、そういう期待権を持つておるのですから、七十歳以上の人に差をつけてそういうことをやらねばならない、最悪の場合でも三号まで、二号だの一号だのという引き上げをさせぬように、これはひとつ大臣、十二分にその点チェックをしておいていただくようにお願いしたいと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○愛知国務大臣 十分慎重に検討いたします。

○広瀬(秀)委員 それから、最後に短期の問題を開きますが、今度の健康保険法の改正で、いわゆる高額医療費に対する三万円だけは自己負担、それをこえる部分については公費負担にするという、こういう改正点が出ておるわけですが、これはこの共済組合の短期給付の問題としてどうこれに対応する措置を講ぜられようとしておるのか、この辺のところはどうなっていますか。

○辻政府委員 健康保険法の一部改正法案の附則におきまして、健康保険と同様な措置をとるつもりでございます。家族の療養費につきましては、六割給付にいたしまして、さらに高額医療の支給を行なう、健康保険法と同じ改正を予定いたしておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 いま質問した問題は了解しました。

この家族療養費も、六割ということにするというところですけれども、これをやはりわれわれは改正案では八割ということをやっています、八割保障すれば、まあ大団圓国民大衆も満足するところだろう、こういうことで出しているわけですが、けれども、いま健康保険法の改正の問題で、その辺のところも議員修正ができる可能性というものが出てきているわけですね。その場合には、やはりそれにすぐ右へならえする、われわれは八割だけれども、六割という原案が七割になったという場合には、それにすぐ右へならえできる態勢というものは用意されておるわけですか。

○辻政府委員 政府といたしましては、ただいま御提案申し上げている案を最善と信じて御提案しているわけでございますけれども、国会の御審議の過程におきまして、政府の原案の取り扱いにつきましましていろいろ御議論のあることは十分承知いたしております。かりに健康保険のほうで何らかの措置がとられるといたしますれば、共済組合についても同様の措置をとる考えでございます。

○広瀬(秀)委員 時間もだいぶ超過しましたので、まあ共済組合の問題は、社会保険の本流である厚年の問題もいまきわめて国会の審議の過程

で流動的なものもありますけれども、全体的に社会保障制度の一環であり、老後の保障ということで、非常に重要な地位を占めておるし、しかも公務員、公企業職員という非常に公共性の高い特殊性というものをもう一つ含めて、この短期、長期にわたる給付の改善の問題について、そうしてまた財政的な政府の裏づけというものをもう一つ強化していく方向、この問題について、きょうは深く議論する時間的余裕がなかったのですけれども、われわれは少なくとも長期については給付の三〇％はもう政府が、国庫としての国が出すべきだ、公企業において特にそのことを強く要求したかったわけですが、それはまた別の機会にやることにしまして、これで終わりますが、どうかひとつ前向きで常に共済組合法の改正の問題について、検討していただきたいと思うのですが、その点について大臣の所見を最後に一言伺って終わりたいと思います。

○愛知国務大臣 今後とも前向きに努力を続けてまいりたいと思います。

○鴨田委員長 ただいま議題となっております各案中、内閣提出、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○鴨田委員長 次に、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関手帳に関する通関手帳（ATA条約）の実施に伴う関税法の特例に関する法律案を議題といたします。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関手帳（ATA条約）の実施に伴う関税法の特

例に関する法律案提出理由書
〔本号末尾に掲載〕

○鴨田委員長 ます、政府より提案理由の説明を求めます。愛知大蔵大臣。

○愛知大蔵大臣 ただいま議題となりました物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し上げます。

政府は、わが国に一次的に輸入される物品に対する通関手帳の簡素化と、関税制度の国際的調和をはかる観点から、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）に加入することとし、別途その締結について御審議をお願いしておりますが、この条約を実施するため、関税法及び関税定率法の特例その他必要な事項を国内法で定める必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、通関手帳とは、関税及び内国消費税の免除を受けて一次的に輸入された物品について、所定の期間内に輸出されない場合にこれらの税を保証するとともに、税関手帳に使用されるものであります。この通関手帳は、商品見本、展示会への出品物等関税定率法第十七条に定める再輸出免税物品のうち政令で定めるものについて使用することができるといたしております。

次に、わが国において、条約の規定に基づき、通関手帳の発給及び関税等の保証を行なう保証団体となるには、大蔵大臣の認可を要することとするほか、その認可に関する手続、業務に関する大蔵大臣への報告義務等について規定を設けております。

さらに、通関手帳により輸入された物品が通関手帳の有効期間内に輸出されない場合には、保証団体は、輸入者と連帯してその物品に対する関税

等を納付する義務を負うこととしたしております。

以上のほか、通関手帳を、保税運送にも使用することができるとする等、所要の規定を設けることとしたしております。

なお、この法律は、条約がわが国について効力を生ずる日から施行することとしたしております。

以上、この法律案につきまして、提案の理由及びその概要を申し上げました。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来たる二十九日金曜日、午前十時理事會、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）（以下「条約」という。）を実施するため、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通関手帳 条約の定めるところに従い発給される条約第一条(d)に規定するATAカルネ

をいう。

二 保証団体 第五条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けた者をいう。

三 輸入税 関税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下「徴収法」という。）第二条第一号に規定する内国消費税をいう。

（通関手帳による通関等）

第三条 関税定率法第十七条第一項各号の物品のうち政令で定める物品は、通関手帳（保証団体が輸入税を保証する者として記載されているものに限る。第五条第一項及び第六項を除き、以下同じ。）による輸入をすることができる。

2 関税法第六十三条第一項の規定に基づく運送（以下「保税運送」という。）は、通関手帳により行なうことができる。

3 通関手帳による物品の輸入又は保税運送をする者は、政令で定めるところにより、当該通関手帳につき保証団体の確認を受けなければならない。

（再輸出期間）

第四条 通関手帳による輸入がされる物品に対する関税定率法第十七条の規定の適用については、同条第一項の期間は、当該物品の輸入の許可の日から当該通関手帳の有効期限の到来する日までの期間（以下「有効期間」という。）とする。ただし、同項第十一号に該当する物品については、当該有効期間が同項の政令で定める期間をこえる場合には、当該政令で定める期間とし、当該政令で定める期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた場合には、当該有効期間の範囲内において税関長が指定する期間とする。

（保証団体）

第五条 通関手帳を発給し、及び第三条の通関手帳による輸入又は保税運送がされる物品に係る輸入税を保証することができる者となるには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他大蔵省令で定める書類を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 条約に基づく保証のための組織に加入することが確実な法人であること。

二 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

4 保証団体は、通関手帳による輸入をした者又は通関手帳による保税運送の承認を受けた者が、関税定率法第十七条第四項（徴収法第十三条第三項において準用する場合を含む。）又は関税法第六十五条第一項及び徴収法第十一条第三項の規定により輸入税を徴収されることとなつたときは、条約の定めるところに従い、その者と連帯して当該輸入税を納付する義務を負う。

5 保証団体は、第三項第一号に規定する組織に加入したときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

6 保証団体は、前項の届出をした後でなければ、通関手帳を発給してはならない。

7 保証団体は、その業務を廃止しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

8 大蔵大臣は保証団体が第三項各号の一に適合しなくなつたと認めるとき、保証団体がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、又は保証団体から前項の届出があつたときは、第一項の認可を取り消すことができる。

9 前項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可を取り消された日前に発給された通関手帳があるときは、当該通関手帳については、当該認可を取り消された者を保証団体とみなして、この法律を適用する。

(担保の提供等)

第六条 大蔵大臣は、輸入税の保全のため必要があるとき、政令で定めるところにより、保証団体に対し、金額及び期間を指定し輸入税につき担保の提供を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、必要があるとき、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により担保を徴した場合において、保証団体が納付すべき輸入税がその納期限までに完納されないときは、税関長に、その担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。

4 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十二条の規定は、前項の処分について準用する。

(報告の徴取及び検査)

第七条 大蔵大臣は、必要があるとき、保証団体に対し業務若しくは財産に関し報告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(政令への委任)

第八条 前各条に規定するもののほか、条約及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第九条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十条 保証団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、保証団体の業務に関し、前条の

違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その保証団体に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理 由

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)を実施するため、関税法及び関税定率法の特例その他必要な事項について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十八年七月七日印刷

昭和四十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

X